

奈良県告示第四百六十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十八年三月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

三郷町信貴	区域	三郷町信貴 山西 (○○) 一) 急傾斜 地崩壊警戒		区域の名称	土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害特別警戒区域	縦覧場所
				区 域				
次の平面図		次の平面図 のとおり						
三郷町信貴	警戒区域 地崩壊特別	三郷町信貴 山西 (○○) 二) 急傾斜 地崩壊警戒						
次の平面図		次の平面図 のとおり						
次の平面図の		次の平面図の とおり		四条に規定す る衝撃に関する事項	土砂災害警戒 区域等におけ る土砂災害防 止対策の推進 に関する法律 施行令（平成 十三年政令第 八十四号）第			
奈良県郡山	防災課 町役場総務 課及び平群 課	奈良県郡山 土木事務所 並びに三郷 町役場総務						

三郷町信貴	区域 山西 (○○) 五) 急傾斜 地崩壈警戒	三郷町信貴 山西 (○○) 五) 急傾斜 地崩壈警戒	区域 山西 (○○) 四) 急傾斜 地崩壈警戒	三郷町信貴 山西 (○○) 四) 急傾斜 地崩壈警戒	区域 山西 (○○) 三) 急傾斜 地崩壈警戒	三郷町信貴 山西 (○○) 三) 急傾斜 地崩壈警戒	区域 山西 (○○) 二) 急傾斜 地崩壈警戒
次の平面図	のとおり 次の平面図	のとおり 次の平面図	のとおり 次の平面図	のとおり 次の平面図	のとおり 次の平面図	のとおり 次の平面図	のとおり 次の平面図
三郷町信貴	警戒区域 山西 (○○) 五) 急傾斜 地崩壈特別	三郷町信貴 山西 (○○) 五) 急傾斜 地崩壈特別	警戒区域 山西 (○○) 四) 急傾斜 地崩壈特別	三郷町信貴 山西 (○○) 四) 急傾斜 地崩壈特別	警戒区域 山西 (○○) 三) 急傾斜 地崩壈特別	三郷町信貴 山西 (○○) 三) 急傾斜 地崩壈特別	警戒区域 山西 (○○) 二) 急傾斜 地崩壈特別
次の平面図	のとおり 次の平面図	のとおり 次の平面図	のとおり 次の平面図	のとおり 次の平面図	のとおり 次の平面図	のとおり 次の平面図	のとおり 次の平面図
次の平面図の	とおり 次の平面図の	とおり 次の平面図の	とおり 次の平面図の	とおり 次の平面図の	とおり 次の平面図の	とおり 次の平面図の	とおり 次の平面図の
奈良県郡山	防災課 町役場総務 課及び平群 町役場総務 並びに三郷 土木事務所 奈良県郡山	防災課 町役場総務 課及び平群 町役場総務 並びに三郷 土木事務所 奈良県郡山	防災課 町役場総務 課及び平群 町役場総務 並びに三郷 土木事務所 奈良県郡山	防災課 町役場総務 課及び平群 町役場総務 並びに三郷 土木事務所 奈良県郡山	役場総務課 及び三郷町 土木事務所 奈良県郡山	防災課 町役場総務 課及び平群 町役場総務 並びに三郷 土木事務所 奈良県郡山	土木事務所 並びに三郷 町役場総務 課及び平群 町役場総務 並びに三郷 土木事務所 奈良県郡山

山西 (○○) のとおり	山西 (○○) のとおり	山西 (○○) のとおり	山西 (○○) のとおり	山西 (○○) のとおり	山西 (○○) のとおり
六) 急傾斜 地崩壊警戒	六) 急傾斜 地崩壊特別 警戒区域	七) 急傾斜 地崩壊警戒	七) 急傾斜 地崩壊特別 警戒区域	七) 急傾斜 地崩壊特別 警戒区域	八) 急傾斜 地崩壊特別 警戒区域
三郷町信貴 山西 (○○) のとおり	三郷町信貴 山西 (○○) のとおり	三郷町信貴 山西 (○○) のとおり	三郷町信貴 山西 (○○) のとおり	三郷町信貴 山西 (○○) のとおり	三郷町信貴 山西 (○○) のとおり
次の平面図	次の平面図	次の平面図	次の平面図	次の平面図	次の平面図
警戒区域	警戒区域	警戒区域	警戒区域	警戒区域	警戒区域
並びに三郷 町役場総務 課及び平群	並びに三郷 町役場総務 課及び平群	土木事務所 並びに三郷 町役場総務 課及び平群	土木事務所 並びに三郷 町役場総務 課及び平群	奈良県郡山 町役場総務 課及び平群	防災課
土木事務所 並びに三郷 町役場総務 課及び平群	土木事務所 並びに三郷 町役場総務 課及び平群	奈良県郡山 町役場総務 課及び平群	奈良県郡山 町役場総務 課及び平群	奈良県郡山 町役場総務 課及び平群	防災課
役場総務課	及ぼ三郷町 役場総務課	土木事務所	防災課	町役場総務 課及び平群	町役場総務 課及び平群

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。